

人事委員会年報

令和3年度

令和4年6月

青森県人事委員会事務局

目 次

<令和3年度事務事業の概要>

第1 人事委員会	1
1 人事委員会委員	1
2 人事委員会会議	1
(1) 令和3年度における会議の開催状況	1
(2) 総 括	5
3 条例案に対する意見	6
第2 事務局	7
1 職員名簿	7
2 令和3年度予算	8
第3 任 用	9
1 競争試験	9
(1) 採用試験	9
(2) 昇任選考考査	16
2 選 考	19
(1) 採用選考	19
(2) 選考試験	21
第4 給 与	22
1 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告（令和3年10月7日）	22
(1) 報告のむすび	22
(2) 勧 告	27
2 職員の給与制度の動き	28
第5 勤務時間、休日及び休暇等	30
第6 審 査	31
1 不利益処分の審査請求の審査	31
2 勤務条件に関する措置要求の審査	31
3 公務災害補償に関する審査	31
4 職員の苦情の処理	31
5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見	31
第7 労働基準監督機関の職権行使	32
1 労働基準法別表第一の号別区分	32
2 事業所調査等	32
3 その他の職権行使の状況	33
(1) 労働基準法関係	33
(2) 労働安全衛生法関係	33

第8	職員団体等	35
1	職員団体の登録	35
	(1) 令和3年度における変更登録の状況	35
	(2) 令和3年度末における登録職員団体の状況	35
2	管理職員等の範囲の指定	39
	(1) 県関係	39
	(2) 委託関係	40
第9	公平委員会事務の受託	41
1	市町村関係	41
2	一部事務組合関係	42
3	広域連合関係	42
第10	その他	43
1	年間の主な動き	43
2	各種会議実施状況	44
	(1) 全国人事委員会連合会関係	44
	(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係	45
	(3) 全国人事委員会事務局長会議	47

第1 人事委員会

1 人事委員会委員

職名	氏名	任期	常勤・非常勤の別	備考
委員長	奥崎 栄一	令和 3. 4. 1～令和 7. 3. 31	非常勤	会社役員
委員 (委員長職務代理者)	千田 晶子	令和 2. 6. 30～令和 4. 3. 31	非常勤	NPO 法人理事長
委員	中林 弓子	平成 31. 4. 1～令和 5. 3. 31	非常勤	弁護士

2 人事委員会会議

(1) 令和3年度における会議の開催状況

会議名	開催	議 題	公布、公示 年月日
第1回委員会	3. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 委員長の選任 ○ その他 <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長職務代理者の指定 2 令和3年度業務執行計画及び主な議決事項・協議事項等 	
第2回委員会	3. 4. 28	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度青森県職員採用試験全体計画案 2 令和3年度青森県職員採用試験（大学卒業程度）実施計画案 3 令和3年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠）実施計画案 ○ 協 議 令和3年度青森県警察官採用試験（警察官A）実施計画案 ○ その他 <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年職種別民間給与実態調査について 2 令和2年度における労働基準監督機関の職権行使等の状況について 	3. 5. 7 3. 5. 7
第3回委員会	3. 5. 13	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 人事委員会規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案 ○ その他 令和2年度職員採用試験合格者の採用状況 	3. 5. 21

会議名	開催	議 題	公布、公示 年 月 日
第4回委員会	3. 5. 27	○ 議 案 1 人事委員会規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案 2 不利益処分に関する審査請求の受理について 3 不利益処分についての審査請求の審査に関する事務の委任について	3. 6. 4
第5回委員会	3. 6. 14	○ 報 告 専決処分した事項（職務に専念する義務の特例の承認）の報告 ○ 協 議 令和2年（審）第2号事案（懲戒免職処分修正請求）の協議 ○ その他 令和3年度青森県職員採用試験（大学卒業程度及び大学卒業程度・社会人枠）の申込状況	
第6回委員会	3. 6. 29	○ 議 案 1 令和3年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）実施計画案 2 人事委員会規則2-1（人事委員会議事規則）等の一部を改正する規則案 ○ 協 議 令和3年度青森県警察官採用試験（警察官B）実施計画案	3. 7. 9 3. 7. 2
第7回委員会	3. 7. 7	○ 協 議 令和2年（審）第2号事案（懲戒免職処分修正請求）の協議（第2回） ○ 議 案（追加提出） 不利益処分に関する審査請求の棄却（案） ○ その他 地方公務員法の一部を改正する法律の概要（地方公務員の定年引上げ関係）	
第8回委員会	3. 8. 6	○ 議 案 1 令和3年度青森県職員採用試験（大学卒業程度）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 2 令和3年度障害者を対象とした青森県職員採用選考試験実施計画案 ○ 報 告 専決処分した事項（職員の採用選考）の報告 ○ 協 議 令和元年（審）第3号事案（懲戒免職処分取消請求）の協議（第1回）	3. 8. 16
第9回委員会	3. 8. 18	○ 議 案 青森県職員倫理条例第4条第2項の規定による意見 ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第1回） ○ その他 令和3年度青森県警察官採用試験（警察官A）実施計画の変更について	

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
第10回委員会	3. 9. 2	○ 協 議 1 人事委員会勧告に当たっての検討（第2回） 2 令和元年（審）第3号事案（懲戒免職処分取消請求）の協議（第2回） ○ その他 令和3年度職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）の申込状況	
第11回委員会	3. 9. 8	○ 議 案 1 令和3年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 2 人事委員会規則2-32（聴聞の手続に関する規則）等の一部を改正する規則案 ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第3回）	3. 9. 17
第12回委員会	3. 9. 17	○ 議 案 職員の採用選考 ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第4回）	
第13回委員会	3. 10. 1	○ 議 案 職員の給与等に関する報告及び勧告案	
第14回委員会	3. 10. 20	○ 議 案 人事委員会規則7-111（特地勤務手当等）の一部を改正する規則案 ○ 協 議 令和元年（審）第3号事案（懲戒免職処分取消請求）の協議（第3回）	3. 11. 1
第15回委員会	3. 11. 11	○ 議 案 1 令和3年度職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 2 令和3年（審）第1号事案（戒告処分取消請求）に係る証拠の採否 ○ 協 議 令和3年（審）第1号事案（戒告処分取消請求）の協議（第1回） ○ その他 1 令和3年度青森県警察官採用試験（警察官B）実施計画の変更について 2 令和3年各都道府県人事委員会の報告及び勧告について	
第16回委員会	3. 11. 24	○ 議 案 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 ○ 協 議 1 令和元年（審）第3号事案（懲戒免職処分取消請求）の協議（第4回） 2 令和3年（審）第1号事案（戒告処分取消請求）の協議（第2回） ○ その他 令和3年度障害者を対象とした青森県職員採用選考試験実施結果	

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
第17回委員会	3. 12. 9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 人事委員会規則 1 3 - 8 (職員の勤務時間、休日及び 休暇) の一部を改正する規則案 ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和元年(審)第3号事案(懲戒免職処分取消請求) の協議(第5回) 2 令和3年(審)第1号事案(戒告処分取消請求)の 協議(第3回) ○ その他 令和3年度青森県警察官採用試験(警察官B)の実施 計画の変更について 	3. 12. 15
第18回委員会	4. 1. 13	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協 議 令和3年(審)第1号事案(戒告処分取消請求)の協 議(第4回) 	
第19回委員会	4. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する審査請求の裁決(案) 2 令和元年(審)第3号事案(懲戒免職処分取消請 求)に係る証拠の採否 ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和元年(審)第3号事案(懲戒免職処分取消請求) の協議(第6回) 2 令和4年度職員採用試験の見直し及び日程(案) 	
第20回委員会	4. 2. 10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 勤務延長の期限の延長承認 2 令和元年(審)第3号事案(懲戒免職処分取消請 求)に係る証拠の採否 ○ 協 議 令和元年(審)第3号事案(懲戒免職処分取消請求) の協議(第7回) ○ その他 令和4年度看護師共同採用試験及び薬剤師共同採用試 験について 	
第21回委員会	4. 2. 22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考 2 勤務延長の期限の延長承認 3 人事委員会規則 2 - 1 (人事委員会議事規則)の一部 を改正する規則案 4 人事委員会規則 1 1 - 0 (職員の勤務条件に関する 措置の要求に関する規則)等の一部を改正する規則案 5 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 ○ 協 議 令和2年(審)第1号事案(懲戒免職処分修正請求) の協議(第1回) 	4. 3. 4 4. 3. 4
第22回委員会	4. 3. 3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考 2 任期付職員の任期の更新の承認 3 不利益処分に関する審査請求の裁決(案) 4 令和2年(審)第1号事案(懲戒免職処分修正請求) に係る証拠の採否 	

会議名	開催	議 題	公布、公示 年月日
第23回委員会	4. 3. 14	○ 議 案 1 人事委員会事務局職員の任免（総括主幹以上） 2 職員の採用選考（知事部局） 3 職員の採用選考（病院局） 4 一般任期付職員の採用等の承認 5 人事委員会規則7-33（失業者の退職手当）等の一部を改正する規則案 ○ その他 令和3年度労働基準法・労働安全衛生法等適用状況調査の実施結果について	4. 3. 23
第24回委員会	4. 3. 23	○ 議 案 1 職員の選考採用 2 人事委員会規則2-0（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則2-28（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則案 4 人事委員会規則2-31（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則案 5 人事委員会規則6-18（公益的法人等への職員の派遣等）等の一部を改正する規則案 6 人事委員会規則7-27（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則案 7 人事委員会規則7-51（へき地手当等）の一部を改正する規則案 8 人事委員会規則7-111（特地勤務手当等）の一部を改正する規則案 9 人事委員会規則13-9（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則案	4. 4. 1 4. 4. 1 4. 4. 1 4. 4. 1 4. 3. 30 4. 3. 30 4. 3. 30 4. 3. 30
第25回委員会	4. 3. 29	○ 議 案 1 一般任期付職員の採用等の承認 2 人事委員会規則7-67（管理職手当）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則12-6（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則案	4. 3. 30 4. 3. 30

(2) 総 括

開催回数		議 案									議 案 以 外				合 計	
定 例 会	臨 時 会	規則制定・改廃	通知制定・改廃	各種試験関係	職員団体関係	不服申立て関係	各種承認関係	条例案に対する意見	その他	小 計	審 理	報 告	協 議	その他		小 計
25		19		8		9	5	2	10	53		2	21	15	38	91

3 条例案に対する意見

意見提出 年 月 日	議 案 番 号	件 名	意 見
3. 11. 24	第308回定例会 (令和3年11月) 議案第5号	職員の給与に関する条 例等の一部を改正する 条例案	本条例案は、令和3年10月7日に本委員会 が議会及び知事に対して行った職員の給与等 に関する報告及び勧告に基づき、職員の期末 手当の支給割合を改めるものであり、適当で あると考える。
4. 2. 22	第309回定例会 (令和4年2月) 議案第21号	職員の育児休業等に関 する条例の一部を改正 する条例案	本条例案は、非常勤職員の育児休業及び部 分休業の取得に係る在職期間の要件を緩和す るものであり、適当であると考えます。

第 2 事 務 局

1 職 員 名 簿

課・グループ名	職 名	氏 名	備 考	
事 務 局 長		大 澤 道 彦	4.3.31出向（会計管理者）	
職 員 課	課 長	澤 純 市	4.3.31出向（人事課課長）	
	総 務 ・ 任 用 グ ル ー プ	副 参 事	木 村 由 貴 子	（グループマネージャー）
		主 幹	中 堤 文 世	
		主 査	相 馬 智 司	4.3.31出向（交通政策課主幹）
		主 事	池 田 拓 弥	
		主 事	古 川 莉 里 香	
	給 与 ・ 審 査 グ ル ー プ	副 参 事	兼 田 讓 司	（グループマネージャー）
		総 括 主 幹	佐々木 克 剛	（サブマネージャー） 4.3.31出向（総務学事課総括主幹）
		主 幹	梅 原 実 津	（サブマネージャー）
		主 査	檜 山 静	
		主 査	向 山 友 里 子	
		主 事	和 田 紗 耶 香	4.3.31出向（地域産業課主事）
		主 事	伊 藤 美 香	

2 令和3年度予算

歳入

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
14 款 諸収入	592	△ 6	586	「地方公共団体と青森県との間の公平委員会の 事務委託に関する規約」による委託費 年額 13 × 10 (市) =130 10 × 30 (町 村) =300 6 × 26 (一部事務組合等) =156 定額分 66 団体 586
4 項 受託事業収入	592	△ 6	586	
1 目 総務受託事業収入	592	△ 6	586	
2 節 人事委員会費	592	△ 6	586	
市町村公平 委員会事務	592	△ 6	586	

歳出

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
2 款 総務費				
9 項 人事委員会費	137,955	△ 4,097	133,858	
1 目 委員会費	23,713	△ 5,106	18,607	(1) 管理費 7,635
1 節 報酬	5,868	△ 600	5,268	(2) 職員費 1,021
7 節 報償費	247	△ 37	210	(3) 試験費 9,951
8 節 旅費	5,281	△ 3,950	1,331	
9 節 交際費	19		19	
10 節 需用費	4,069	△ 264	3,805	
11 節 役務費	1,556	△ 102	1,454	
12 節 委託料	1,667		1,667	
13 節 使用料及び 賃借料	1,935	△ 148	1,787	
17 節 備品購入費	367	233	600	
18 節 負担金補助 及び交付金	2,704	△ 238	2,466	
2 目 事務局費	114,242	1,009	115,251	
1 節 報酬	2,732	777	3,509	(1) 事務費 2,489
2 節 給料	54,401	77	54,478	(2) 人件費 112,762
3 節 職員手当等	35,560	86	35,646	
4 節 共済費	18,816	93	18,909	
8 節 旅費	152	68	220	
9 節 交際費	18		18	
10 節 需用費	2,068		2,068	
11 節 役務費	147		147	
13 節 使用料及び 賃借料	348	△ 92	256	

第 3 任 用

1 競争試験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており（地方公務員法第17条の2第1項）、本委員会では、毎年度採用試験を実施している。

(1) 採用試験

令和3年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりである。

なお、警察官採用試験の実施については、警察本部長に委任している。

職員採用試験の申込者数については、大学卒業程度は前年度比17.8%減、大学卒業程度（社会人枠）は前年度比25.5%減、短大卒業程度は前年度比47.4%減、高校卒業程度は前年度比22.2%減となった。

警察官採用試験の申込者数については、警察官Aは前年度比で男性は4.6%減、女性は前年度比で2.3%増、警察官Bは前年度比で男性は5.0%増、女性は16.3%減となった。

試験の種類	申込者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		受験倍率	採用人員	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数			
大 卒 程 度	444 (540)	361 (432)	239 (261)	231 (255)	143 (144)	2.5 (3.0)	115 (126)	
大 卒 程 度 (社 会 人 枠)	143 (192)	105 (136)	34 (44)	32 (44)	15 (14)	7.0 (9.7)	14 (13)	
短 大 卒 程 度	10 (19)	5 (14)	5 (6)	5 (6)	1 (1)	5.0 (14.0)	1 (1)	
高 卒 程 度	140 (180)	131 (161)	71 (83)	69 (80)	39 (34)	3.4 (4.7)	23 (26)	
警 察 官 試 験	警 察 官 A (男 性)	166 (174)	128 (153)	101 (110)	76 (86)	40 (40)	3.2 (3.8)	32 (34)
	警 察 官 A (女 性)	45 (44)	30 (33)	24 (25)	20 (20)	10 (8)	3.0 (4.1)	10 (5)
	警 察 官 A (武 道 指 導 / 柔 道)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	1 (1)	1 (0)	1.0 (-)	1 (0)
	警 察 官 A (武 道 指 導 / 剣 道)	0 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	- (2.0)	0 (1)
	警 察 官 B (男 性)	272 (259)	243 (229)	174 (172)	153 (145)	34 (31)	7.1 (7.4)	29 (13)
	警 察 官 B (女 性)	87 (104)	75 (85)	51 (47)	44 (41)	9 (13)	8.3 (6.5)	7 (10)
合 計	1,308 (1,516)	1,079 (1,247)	700 (752)	631 (679)	292 (286)	3.7 (4.4)	232 (230)	

(注) 1 () 内は、令和2年度の実施状況である。

2 受験倍率は、 $\frac{\text{第1次試験の受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$ である。

ア 日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日(合格発表日)		試験会場	採用候補者名簿 確定年月日
			第1次試験	第2次試験		
大卒程度	3. 5. 7	3. 5. 7 ～ 3. 5. 28	3. 6. 20 (3. 6. 28)	3. 7. 12 ～20 (3. 8. 10)	第1次 青森高校 CrossTransit航空会館 第2次 自治研修所	3. 8. 6
大卒程度 (社会人枠)	3. 5. 7	3. 5. 7 ～ 3. 5. 28	3. 6. 20 (3. 7. 8)	3. 8. 22 (3. 9. 10)	第1次 青森高校 自治研修所 CrossTransit航空会館 第2次 自治研修所	3. 9. 8
短大卒程度	3. 7. 9	3. 8. 2 ～ 3. 8. 27	3. 9. 26 (3. 10. 6)	3. 10. 26 ～29 (3. 11. 15)	第1次 青森工業高校 弘前中央高校 八戸東高校	3. 11. 11
高卒程度					第2次 総合社会教育センター	
警察官A 試験	3. 5. 7	3. 5. 10 ～ 3. 6. 18	3. 7. 11 (3. 7. 16)	3. 8. 26 ～27 (3. 9. 17)	第1次 警察学校 弘前工業高校 八戸市総合福祉会館 ソニックシティ 第2次 警察学校	3. 9. 17
警察官B 試験	3. 7. 9	3. 7. 16 ～ 3. 9. 3	3. 9. 26 (3. 10. 1)	3. 11. 11 ～14 (3. 12. 3)	第1次 青森工業高校 弘前中央高校 八戸東高校 第2次 警察学校	3. 12. 3

イ 受験資格及び試験の方法

試験の種類	受験資格 [4. 4. 1現在の年齢]	試験の方法	
		第1次試験	第2次試験
大卒程度	次のいずれかに該当する者 ① 平成4年4月2日から 平成12年4月1日までに 生まれた者 [22歳以上29歳以下] ② 平成12年4月2日以降 に生まれた者で大学卒又は 大学卒見込みの者 [21歳以下]	1 教養試験(保健師を除く。) 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 択一式 40題 (2時間)	筆記試験 1 論文試験 1題(1時間) 2 適性検査 面接試験 [グループワーク 個別面接]

試験の種類	受験資格 [4. 4. 1現在の年齢]	試験の方法	
		第1次試験	第2次試験
大卒程度 (社会人枠)	昭和37年4月2日以降に生まれた者 [59歳以下]	1 教養試験 (行政のみ) 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 (行政以外) 択一式 40題 (2時間) 3 アピールシート試験 職務経歴シート アピールシート	筆記試験 1 論文試験 1題 (1時間) 2 適性検査 面接試験 [グループワーク 個別面接]
短大卒程度	平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 [20歳以上27歳以下]	1 教養試験 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 (栄養士・総合土木) 択一式 40題 (2時間) (林業) 記述式 8題 (2時間)	筆記試験 1 論文試験 1題 (1時間) 2 適性検査 面接試験 [グループワーク 個別面接]
高卒程度	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 [18歳以上21歳以下]		
警察官A試験	平成元年4月2日以降に生まれた者で大学卒又は大学卒見込みの者 [32歳以下]	1 教養試験 択一式 50題 警察官A試験 - 2時間30分 警察官B試験 - 2時間 2 実技試験 (警察官A(武道指導)) 3 適性検査	1 論(作)文試験 1題 (1時間) 2 面接試験 [集団面接 個別面接] 3 適性検査 4 体力検査 持久力、瞬発力及び筋力 5 身体検査
警察官B試験	平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者(警察官Aの受験資格を有する者を除く。) [18歳以上32歳以下]		

ウ 実施状況

試験の種類	試験職種	採用 予定 人員	申込者 (A)	第1次試験			第2次試験		申込 倍率 (A/C)	受験 倍率 (B/C)	計	採 用 者					
				受験者 (B)	受験率 (B/A)	合格者	受験者 (C)	合格者 (C)				知事 部局	病院 局	警 察 本 部	教 育 委 員 会	小 中 学 校	各 種 委 員 会
大 卒 程 度	行 政	79	285	227	79.6	136	130	80	3.6	2.8	65	58			7		
	警 察 行 政	3	17	17	100.0	9	9	3	5.7	5.7	3			3			
	病 院 運 営	2	7	5	71.4	4	4	2	3.5	2.5	2		2				
	化 学	2	8	7	87.5	6	6	2	4.0	3.5	1	1					
	心 理	5	9	9	100.0	7	7	5	1.8	1.8	5	5					
	福 祉	9	14	14	100.0	10	10	8	1.8	1.8	8	8					
	保 健 師	10	12	11	91.7	11	11	10	1.2	1.1	6	6					
	農 学	6	18	15	83.3	12	12	6	3.0	2.5	4	4					
	畜 産	4	5	4	80.0	4	4	4	1.3	1.0	3	3					
	林 業	1	7	5	71.4	4	4	1	7.0	5.0							
	水 産	2	6	4	66.7	2	1	1	6.0	4.0	1	1					
	総 合 土 木	19	42	34	81.0	26	25	17	2.5	2.0	13	13					
	建 築	3	4	2	50.0	1	1	1	4.0	2.0	1	1					
	設 備	2	4	3	75.0	3	3	2	2.0	1.5	2	2					
警察科学(化学)	1	6	4	66.7	4	4	1	6.0	4.0	1			1				
計		148	444	361	81.3	239	231	143	3.1	2.5	115	102	2	4	7		
大 卒 程 度 (社 会 人 枠)	行 政	4	98	72	73.5	12	12	4	24.5	18.0	3	3					
	心 理	1			—				—	—							
	福 祉	1	12	9	75.0	5	5	1	12.0	9.0	1	1					
	保 健 師	1	4	2	50.0	2	1	1	4.0	2.0	1	1					
	農 学	1	4	3	75.0	2	2	1	4.0	3.0	1	1					
	林 業	1	3	3	100.0	2	2	1	3.0	3.0	1	1					
	総 合 土 木	5	13	11	84.6	7	7	5	2.6	2.2	5	5					
	建 築	1	3	2	66.7	2	1	1	3.0	2.0	1	1					
	設 備	1	6	3	50.0	2	2	1	6.0	3.0	1	1					
計		16	143	105	73.4	34	32	15	9.5	7.0	14	14					
短 大 卒 程 度	栄 養 士	1	10	5	50.0	5	5	1	10.0	5.0	1				1		
	計		1	10	5	50.0	5	5	1	10.0	5.0	1				1	
高 卒 程 度	一 般 事 務	6	43	36	83.7	10	10	6	7.2	6.0	2	2					
	教 育 事 務	25	81	80	98.8	46	45	25	3.2	3.2	16				5	11	
	警 察 事 務	2	6	6	100.0	7	6	2	3.0	3.0	1			1			
	林 業	2	2	2	100.0	2	2	2	1.0	1.0	2	2					
	総 合 土 木	4	8	7	87.5	6	6	4	2.0	1.8	2	2					
計		39	140	131	93.6	71	69	39	3.6	3.4	23	6		1	5	11	
警 察 官 試 験	警 察 官 A (男 性)	40	166	128	77.1	101	76	40	4.2	3.2	32			32			
	警 察 官 A (女 性)	10	45	30	66.7	24	20	10	4.5	3.0	10			10			
	警 察 官 A (武 道 指 導 / 柔 道)	1	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1.0	1			1			
	警 察 官 A (武 道 指 導 / 剣 道)	1			—				—	—							
	警 察 官 B (男 性)	34	272	243	89.3	174	153	34	8.0	7.1	29			29			
	警 察 官 B (女 性)	9	87	75	86.2	51	44	9	9.7	8.3	7			7			
計		95	571	477	83.5	351	294	94	6.1	5.1	79			79			
合 計		299	1,308	1,079	82.5	700	631	292	4.5	3.7	232	122	2	84	13	11	

(注) 1 「教育委員会」欄には、教育委員会、県立学校及び学校以外の教育機関に係る人員を記載した。

2 「小中学校」欄には、市町村立小・中学校に係る人員を記載した。

3 高校卒業程度の試験職種「一般事務」「教育事務」及び「警察事務」については、これらの試験職種の範囲内で第3志望まで選択させたものである。

エ 参考（学歴別、男女別の申込者数、受験者数及び合格者数調）

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大 学			短 大			高 校			中 学			合 計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
大	行 政	男	13	8	1	145	117	33	5	2	1	3	3				166	130	35	
		女	4	4	3	112	92	42	3	1							119	97	45	
		計	17	12	4	257	209	75	8	3	1	3	3				285	227	80	
	警察行政	男				6	6										6	6		
		女				10	10	3				1	1				11	11	3	
		計				16	16	3				1	1				17	17	3	
	病院運営	男				3	3	1	1								4	3	1	
		女				3	2	1									3	2	1	
		計				6	5	2	1								7	5	2	
	化 学	男				4	3										4	3		
		女				4	4	2									4	4	2	
		計				8	7	2									8	7	2	
	心 理	男	2	2	2	2	2										4	4	2	
		女	2	2	1	3	3	2									5	5	3	
		計	4	4	3	5	5	2									9	9	5	
	福 祉	男				7	7	3									7	7	3	
		女				7	7	5									7	7	5	
		計				14	14	8									14	14	8	
保 健 師	男				1	1	1									1	1	1		
	女				11	10	9									11	10	9		
	計				12	11	10									12	11	10		
卒	農 学	男	1			9	8	3								10	8	3		
		女	1			7	7	3								8	7	3		
		計	2			16	15	6								18	15	6		
程	畜 産	男				2	1	1								2	1	1		
		女				3	3	3								3	3	3		
		計				5	4	4								5	4	4		
度	林 業	男	1	1		2	1									3	2			
		女	3	2	1	1	1									4	3	1		
		計	4	3	1	3	2									7	5	1		
水 産	男				4	3	1									4	3	1		
	女	2	1													2	1			
	計	2	1		4	3	1									6	4	1		
総合土木	男				32	25	14	1	1	1	4	4	1			37	30	16		
	女				5	4	1									5	4	1		
	計				37	29	15	1	1	1	4	4	1			42	34	17		
建 築	男				4	2	1									4	2	1		
	女																			
	計				4	2	1									4	2	1		
設 備	男				3	3	2				1					4	3	2		
	女																			
	計				3	3	2				1					4	3	2		
警察科学(化学)	男	1			2	2										3	2			
	女	1	1	1	2	1										3	2	1		
	計	2	1	1	4	3										6	4	1		
計	男	18	11	3	226	184	60	7	3	2	8	7	1			259	205	66		
	女	13	10	6	168	144	71	3	1		1	1				185	156	77		
	計	31	21	9	394	328	131	10	4	2	9	8	1			444	361	143		

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
大卒程度 (社会人枠)	行政	男	7	5		47	33	2	6	6		9	6					69	50	2
		女	4	3	1	13	11	1	8	6		4	2					29	22	2
		計	11	8	1	60	44	3	14	12		13	8					98	72	4
	心理	男																		
		女																		
		計																		
	福祉	男	1	1		3	2											4	3	
		女				5	4	1	2	2					1			8	6	1
		計	1	1		8	6	1	2	2					1			12	9	1
	保健師	男				1	1	1										1	1	1
		女				3	1											3	1	
		計				4	2	1										4	2	1
	農学	男	1	1		2	2	1										3	3	1
		女				1												1		
		計	1	1		3	2	1										4	3	1
	林業	男				2	2	1				1	1					3	3	1
		女																		
		計				2	2	1				1	1					3	3	1
	総合土木	男				6	6	3	2	2	1	3	2	1				11	10	5
		女				1						1	1					2	1	
		計				7	6	3	2	2	1	4	3	1				13	11	5
建築	男							2	1	1							2	1	1	
	女				1	1											1	1		
	計				1	1		2	1	1							3	2	1	
設備	男				2	1	1	1			2	1					5	2	1	
	女										1	1					1	1		
	計				2	1	1	1			3	2					6	3	1	
計	男	9	7		63	47	9	11	9	2	15	10	1				98	73	12	
	女	4	3	1	24	17	2	10	8		6	4		1			45	32	3	
	計	13	10	1	87	64	11	21	17	2	21	14	1	1			143	105	15	

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
短大卒程度	栄養士	男				1	1											1	1	
		女				6	2	1	3	2								9	4	1
		計				7	3	1	3	2								10	5	1
	計	男				1	1											1	1	
		女				6	2	1	3	2								9	4	1
		計				7	3	1	3	2								10	5	1
高卒程度	一般事務	男							6	4	2	16	14	3				22	18	5
		女							4	3		17	15	4				21	18	4
		計							10	7	2	33	29	7				43	36	9
	教育事務	男							14	14	4	28	27	4				42	41	8
		女							6	6	3	33	33	12				39	39	15
		計							20	20	7	61	60	16				81	80	23
	警察事務	男													1	1		1	1	
		女							3	3	1	2	2					5	5	1
		計							3	3	1	2	2		1	1		6	6	1
	林業	男										2	2	2				2	2	2
		女																		
		計										2	2	2				2	2	2
	総合土木	男							2	2		2	2	2				4	4	2
		女										4	3	2				4	3	2
		計							2	2		6	5	4				8	7	4
	計	男							22	20	6	48	45	11	1	1		71	66	17
		女							13	12	4	56	53	18				69	65	22
		計							35	32	10	104	98	29	1	1		140	131	39
警察試験	警察官A	男				166	128	40									166	128	40	
		女				45	30	10									45	30	10	
	警察官A (武進指導/柔道)	男				1	1	1										1	1	1
		女																		
	警察官A (武進指導/新選)	男																		
		女																		
	警察官B	男							52	47	5	220	196	29				272	243	34
		女							17	14	1	70	61	8				87	75	9
	計	男				167	129	41	52	47	5	220	196	29				439	372	75
女					45	30	10	17	14	1	70	61	8				132	105	19	
計					212	159	51	69	61	6	290	257	37				571	477	94	
合計	男	27	18	3	457	361	110	92	79	15	291	258	42	1	1		868	717	170	
	女	17	13	7	243	193	84	46	37	5	133	119	26	1			440	362	122	
	計	44	31	10	700	554	194	138	116	20	424	377	68	2	1		1,308	1,079	292	

(2) 昇任選考考査

警察官の階級警部以下への昇任については、昇任選考考査を行っており、令和3年度の実施状況は、次のとおりである。

なお、昇任選考考査の実施については、警察本部長に委任している。

ア 日程等

昇任させる階級	考査の種類	選考考査実施日			合格発表日	考査会場	
		予備試験	第1次試験	第2次試験			
			受験者選抜	筆記面接試験			
警部	一般	3. 4. 21	3. 5. 12	3. 6. 8	3. 6. 16	予備 青森県庁、警察学校、機動隊、青森、八戸、弘前、五所川原、黒石、十和田、むつ、野辺地の各警察署 第1次 青森県庁、警察学校、機動隊、青森、八戸、弘前、五所川原、黒石、十和田、むつ、野辺地、つがるの各警察署、愛知県警察 第2次 警察本部、警察学校	
	選抜	実施しない	/		3. 12. 21 4. 1. 25	警察本部	
	選考		/				
警部補	一般	3. 4. 20	3. 5. 11	3. 6. 4	3. 6. 16	予備 青森県庁、警察学校、機動隊、青森、八戸、弘前、黒石、三沢、むつ、野辺地、つがる、三戸、鱈ヶ沢、七戸、青森南、外ヶ浜、五戸、板柳の各警察署 第1次 青森県庁、警察学校、機動隊、青森、八戸、弘前、黒石、三沢、むつ、つがるの各警察署、警視庁 第2次 警察本部、警察学校	
	選抜	実施しない	/		3. 12. 21	警察本部	
	選考		/				
巡査長	一般	3. 4. 20	3. 5. 7	3. 6. 3	3. 6. 16	予備 青森県庁、警察学校、機動隊、青森、八戸、弘前、黒石、三沢、むつ、野辺地、つがる、三戸、鱈ヶ沢、七戸、青森南、外ヶ浜、五戸、板柳の各警察署 第1次 青森県庁、警察学校、機動隊、青森、八戸、弘前、黒石、三沢、むつ、つがるの各警察署、警視庁 第2次 警察本部、警察学校	
	選抜	/		/		/	
	選考	実施しない	/		3. 12. 21	警察本部	

イ 実施状況

昇任 させる 階 級	考査 の 種類	申 込 者 (選抜及び選考は、 所属長推薦者)	予 備 試 験		第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		筆記口述試験		競争率	昇任者
			受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者		
警 部	一般	293 (34)	256	88	121 (34)	37 (15)	37 (15)	26 (12)	—————	11.2	24	
	選抜	12	実 施 し な い							4.0	3	
	選考	9	実 施 し な い							-	0	
警部補	一般	404 (28)	373	106	134 (28)	62 (19)	62 (19)	44 (10)	—————	9.1	43	
	選抜	/	実 施 し な い							/	/	
	選考	8	実 施 し な い							4.0	2	
巡 査 部 長	一般	612 (26)	583	166	191 (25)	92 (12)	92 (12)	77 (8)	—————	7.9	77	
	選抜	/	実 施 し な い							/	/	
	選考	9	実 施 し な い							3.0	3	

(注) 1 () 内は、予備試験免除者で内数である。

2 「一般」の競争率は、 $\frac{\text{予備試験受験者数及び予備試験免除者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$ である。

3 「選抜」及び「選考」の競争率は、 $\frac{\text{所属長推薦者数}}{\text{昇任者数}}$ である。

ウ 受考資格及び考査の方法

昇任させる階級	考査の種類	受考資格	考査の方法		
			予備試験	第1次試験	第2次試験
				(筆記面接試験)	
警部	一般	警部補として4年以上の在級年数を有する者	筆記試験 択一式 50問	筆記試験 6科目	面接試験 術科試験 実務能力試験
	選抜	警部補として4年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選考	警部補として10年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が55歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
警部補	一般	巡査部長として4年(大卒者は2年、短大卒者は3年)以上の在級年数を有する者	筆記試験 択一式 50問	筆記試験 6科目	面接試験 術科試験
	選抜	巡査部長として4年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選考	巡査部長として10年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が50歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
巡査長	一般	巡査として4年(大卒者は2年、短大卒者は3年)以上の在級年数を有する者	筆記試験 択一式 50問	筆記試験 6科目	面接試験 術科試験
	選抜	巡査として4年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選考	巡査として14年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が36歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	

2 選 考

競争試験によることが不適當であると認められる職への採用又は昇任は、選考によることができることとされており（地方公務員法第17条の2）、本委員会は、法令に定める資格、免許及び本委員会が必要と認める経歴等の基準により選考を実施している。

(1) 採 用 選 考

令和3年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 適用根拠規定（人事委員会規則6-15第33条各号）別状況

規 定		部 局	知 事 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	各 種 委 員 会	計
第1号	役付の職		5 (3)		2			7 (3)
第2号	警察官の階級巡査部長以上の職					19		19
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの							
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの		4	1		1		6
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの		1					1
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位判定が困難であると人事委員会が認める職で別表第2に掲げるもの		16	139		2		157
第7号	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用しようとする職							
第8号	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職							
第9号	職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年青森県条例第68号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職							
第10号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不適當であると人事委員会が認める職		4 (30)		3			7 (30)
計			30 (33)	140	5	22		197 (33)

(注) 1 発令日が 3. 4. 1～ 4. 3. 31 の採用者である。

2 () 内は、無給併任職員で外数である。

イ 適用給料表別職層状況

適用 給料表	職名(職)	人員	部 局 別 人 員				
			知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	各種委員会
行政 職	部長級	2	2				
	次長級						
	課長級	1			1		
	副参事級	1				1	
	総括主幹級	2	1		1		
	主幹級	3	3				
	主査級	2	2				
主事級	18	16			2		
計	29	24			4	1	
警察 職	警視	3				3	
	警部	7				7	
	警部補	7				7	
	巡査部長	2				2	
	巡査						
計	19				19		
医療 職 (一)	部長級						
	次長級						
	課長級						
	副参事級	2	2				
	総括主幹級	10		10			
医師	65	1	64				
計	77	3	74				
医療職 (二)	技師(獣医師等)	22	3	19			
	計	22	3	19			
医療職 (三)	技師(看護師等)	46		46			
	計	46		46			
医療職 (四)	主査(臨床心理士等)	1		1			
	計	1		1			
研究職	主査級	3			1	2	
	計	3			1	2	
合計		197	30	140	5	22	

(2) 選 考 試 験

事務職を採用する障害者を対象とした職員の採用選考については、競争試験に準じた手続により、本委員会が選考試験を実施しており、令和3年度の状況は、次のとおりである。

ア 日程等

試 験	公 告 日	申込受付期間	試験日(合格発表日)		試 験 会 場
			第1次試験	第2次試験	
障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	3. 8. 16	3. 8. 16 ～ 3. 9. 17	3. 10. 17 (3. 10. 25)	3. 11. 7 (3. 11. 19)	第1次：総合社会教育センター 第2次：総合社会教育センター

イ 実施状況

試 験	試験職種	申込者数	第1次試験		第2次試験		受験倍率	採用人数
			受験者	合格者	受験者	合格者		
障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	一般・教育事務	46	43	12	10	6	7.2	6
	警察事務	4	3	4	4	1	3.0	1
	計	50	46	16	14	7	6.6	7

(注) 1 受験倍率は、 $\frac{\text{第1次試験の受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$ である。

2 試験職種「一般・教育事務」及び「警察事務」については、これらの試験職種の範囲内で第2志望まで選択させたものである。申込者数及び第1次試験の受験者数は、第1志望の職種で計上している。また、第1次試験の合格者は、成績順及び志望順により決定したものである。

ウ 受験資格及び試験の方法

試 験	受 験 資 格	試 験 の 方 法	
		第1次試験	第2次試験
障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	昭和57年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、次に掲げる手帳等の交付を受けており、活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 ① 身体障害者手帳又は身体障害を有する旨が記載された診断書・意見書 ② 療育手帳等又は知的障害者であることの判定書 ③ 精神障害者保健福祉手帳	1 教養試験 択一式 40題 (2時間) 2 適性検査	1 作文試験 1題(1時間) 2 面接試験 個別面接

第4 給 与

1 令和3年 職員の給与等に関する報告及び勧告（令和3年10月7日）

(1) 報告

I 給与に関する事項

1～6 略

7 本年の給与の改定

職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

(1) 給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間給与を9円（0.00%）上回っているが、その差は極めて小さい状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を19円（0.00%）上回っている状況で較差が極めて小さいこと等から俸給表の改定を見送ったこと等を踏まえれば、職員の給料表については、改定を行わないことが適当である。

(2) 期末手当・勤勉手当

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.25月）は、本県の民間事業所における特別給の年間支給割合（4.22月）を0.03月分上回っている状況にある。

このため、期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間平均支給月数を0.05月分引き下げ、4.20月分とすることが適当である。

支給月数の引下げ分については、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえ、本年度については12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降については6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることが適当である。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることが適当である。

II 人事管理に関する事項

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保

近年、若年人口の減少、若者の就業意識の変化、民間企業の高い採用意欲等を背景に、全国的に公務員の人材確保が厳しい状況にあり、本県の職員採用試験においても受験者の減少傾向が続いており、人材の確保を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

こうした中、本委員会では、県職員の仕事の魅力をアピールするため、「技術職1DAY職場訪問」、「青森県ファーストステップセミナー」、「青森県庁JOBセミナー」等の開催やSNSによる情報発信のほか、昨年度からオンラインを活用した説明会、本年度は新たに保護者を対象とした説明会の開催など、任命権者と連携しながら、効果的な情報発信に取り組んでいる。

採用試験については、社会情勢の変化等を踏まえながら制度や運営方法について見直しを行ってきたところであり、本年度の障害者採用試験においては、これまでの身体障害者に加え、知的障害者及び精神障害者にも対象を拡大している。

今後も、受験者層の現状や傾向を分析しながら、より効果的な情報発信による受験者の掘り起こしを進めるほか、任命権者と連携しながら人材確保の課題・ニーズを把握し、適時適切に採用試験制度等を見直すなど、本県の将来を担う有為な人材の確保に取り組んでいくこととする。

(2) 人材の育成等

複雑高度化する行政課題に的確に対応し、行政サービスの質を維持・向上させていくためには、全ての職員が能力や意欲を高めて活躍できる職場環境づくりが重要であり、職員一人ひとりの能力や適性などに応じて効果的に育成していくための取組が必要である。

特に人事管理の基礎となる人事評価制度については、職員の能力・業績を的確に把握し、評価することにより、その結果を職員の処遇や能力開発等に反映させるものであり、職員が能力を最大限発揮し、組織全体の活性化と公務能率を向上させるうえで欠かせないものである。各任命権者においては、評価の公正性、透明性、客観性の確保に留意し、国の人事評価制度の見直しの動向も踏まえながら、引き続き適切に運用していく必要がある。

本年度から障害者採用試験の対象を拡大したところであるが、各任命権者においては、採用後に障害を有することとなった職員を含め、障害のある職員がその能力を十分発揮できるよう、周囲の職員が障害に対する理解を深め、必要な支援を行うなど、個々の特性に配慮した職場環境づくりを更に進めていく必要がある。

女性が職業生活において活躍することは、多様な視点や新たな価値観が創出され、組織の活性化、ひいては社会全体の活性化にもつながることから、女性職員の活躍を

推進する取組は重要である。各任命権者においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員がその個性と能力を十分に発揮していくことができるよう、職場環境づくりに取り組んでいるところであり、職員に占める女性職員の割合、女性管理職の割合、男性の育児休業の取得率等は増加の傾向にある。今後とも、積極的な女性受験者の募集、女性職員個々の意欲や適性を踏まえた人事配置や従事業務の拡大、女性職員のキャリア意識の醸成を図るための研修等の充実を図る必要がある。

2 良好な勤務環境の整備

職員が心身ともに健康で、職務遂行において十分にその能力を発揮できる勤務環境を整備することは、職員本人はもちろんのこと、職員の家族にとっても重要なことであり、そのためには、総実勤務時間の縮減、仕事と家庭の両立支援、各種ハラスメントの防止、心の健康づくりの推進などが求められるところである。

(1) 総実勤務時間の縮減

職員が、時間外勤務を縮減するとともに、計画的に年次休暇を取得することは、職員の健康確保や職務能率の向上のみならず、過重労働による過労死等の防止や有為な人材の確保の観点からも重要な課題となっている。

各任命権者においては、時間外勤務の状況の定期的な把握など、時間外勤務の縮減に向けた取組を行っているところであるが、本年の本委員会の調査によると、月100時間を超える時間外勤務を行った延べ職員数は令和元年度53人から令和2年度111人に増加している。月100時間を超える職員数が増加したことは、新型コロナウイルス感染症や自然災害などによる臨時・緊急的な業務等への対応など、やむを得ない面はあるものの、各任命権者においては、時間外勤務の詳細な要因分析を踏まえ、適正な職員配置や災害時等におけるより機動的で柔軟な対応について検討する必要がある。

各所属においては、管理職員のリーダーシップ発揮によるマネジメントの強化に加え、職員一人ひとりが業務改善や効率性を意識して計画的に業務を遂行するほか、デジタル技術の活用等により生産性の向上を図りながら、時間外勤務の縮減に取り組む必要がある。

また、学校現場における教職員の多忙化解消については、「学校における働き方改革プラン」に基づく取組が進められているところである。県教育委員会は、各市町村教育委員会と連携し、勤務時間の適正化に向けたプランの取組状況を調査し、課題・成果の整理、優良事例の情報共有を行うなど、全県的に効果的な取組を進めているところである。プランに掲げる目的及び目標を踏まえ、学校現場の環境が一層改善されるよう、教育委員会が学校と一丸となって着実に取組を進める必要がある。

年次休暇の取得促進については、各任命権者において、年次休暇の計画的な利用について周知を図るとともに、年次休暇取得日数が特に少ない職員に対して個別に取得を呼びかける、学校において長期休業期間に学校閉庁日を設定するなどの取組を進め

ているところである。

各任命権者が定めた特定事業主行動計画では、職員1人当たりの取得日数を16日へと増加させることを目標としているが、令和2年の職員1人当たりの年次休暇の取得日数は12.3日と前年からほぼ横ばいであることから、各所属においては、柔軟で効率的な業務運営を図るとともに、管理職員が自ら率先して休暇を取得することや、職員一人ひとりの休暇取得に対する意識を高めることなどに加え、業務の見直しや実施時期の工夫等による休暇を取得しやすい職場環境づくりにより一層取り組むことが必要である。

(2) 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立支援については、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍の推進の観点からも重要であり、本県では、これまで男女を問わず育児や介護などの事情を抱える職員が安心して働き続けられる環境を整備するため、育児や介護のための休暇等の整備、子の看護休暇の拡充などを行ってきたところである。各任命権者における両立支援制度の普及・啓発等の取組などにより、男性職員の育児休業取得率は知事部局等では令和元年度の18.5%から令和2年度は26.5%に上昇するとともに、警察本部においては令和元年度14.9%、令和2年度36.6%と全国でも高い水準となっているなど、一定の効果も現れてきている。

今般、人事院では、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍推進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行うとともに、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置することとした。

本県においても、国と同様に妊娠、出産、育児等と仕事を両立しやすい環境を整備するため、今後、国家公務員に係る取扱いや関係法令の整備等を踏まえて、次のとおり、必要な措置を講ずることが適当と考える。

ア 男性職員の育児休業取得の促進等

育児休業の取得回数制限の緩和に併せて、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の請求期限を2週間前まで（現行1月前まで）に短縮するとともに、育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達するまで（現行産後8週間を経過する日まで）に拡大するほか、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する取組を一層進める必要がある。

イ 不妊治療のための休暇の新設等

国の「少子化社会対策大綱」においては、不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備を推進することが掲げられ、不妊治療への保険適用拡大に向けた検討も進められている等の状況を踏まえれば、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会的に求められており、本県においても不妊治療と仕事の両立を支援する必要性は高い

と考えられることから、国家公務員に準じて職員の不妊治療のための休暇（有給）を新たに設けるとともに、不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図る必要がある。

(3) ハラスメントの防止

職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を不当に傷つけ、公務能率の低下や貴重な人材の損失につながる行為である。

各任命権者においては、これまでもハラスメント防止等に関する要綱等の制定、苦情相談体制の整備、研修内容の充実、定期的な啓発・周知の取組など、ハラスメントの防止に取り組んできているところであるが、本委員会又は各任命権者への苦情相談が一定数継続している状況にある。

無意識の思い込みや先入観（アンコンシャス・バイアス）は、自分自身では気づきにくく、何気ない言動がハラスメントと捉えられかねないことから、各所属においては、職員一人ひとりが自身の性別、年齢、経験等によるアンコンシャス・バイアスを理解するとともに、日頃からコミュニケーションを図るなど、ハラスメントの起こりにくい職場づくりに努める必要がある。

(4) 心の健康づくりの推進

職員の心の健康づくりについては、本年、総務省が全ての地方自治体を対象として、メンタルヘルス不調により1週間以上休んだ職員数等の調査を実施するなど、全国的な課題となっており、本県においても、1か月以上の長期病休者に占めるメンタルヘルス不調者の割合は依然として高い状況にある。職員が職務を円滑かつ適切に遂行する上で、心の健康の保持増進は極めて重要であることから、各任命権者において、ストレスチェック制度の活用、相談窓口の設置、職員への研修など様々な対策を講じてきたところであるが、メンタルヘルス不調による病休者等に対しては、安心して職場復帰できるよう、産業医、健康支援員、周囲の職員等により早期に総合的な復職支援を行うことが重要であり、復職後も職員及び管理監督者等において、自らや部下の心の健康状態の把握とケアに努める必要がある。

(5) テレワーク等の柔軟な働き方の推進

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、在宅勤務を含むテレワークの取組が進められてきたが、さらに各職場においては、Web会議システムを利用したオンライン説明会などの開催や各種デジタルツール等の活用による事務の効率化などの動きが見られている。

特にテレワークについては、感染症の流行や自然災害等に際しての業務継続の観点に加え、育児・介護等のために時間的制約がある職員等の能力発揮やワーク・ライフ・バランス、多様で柔軟な働き方の観点からも効果が期待されることから、各任命権者においては、テレワークの拡大に対応した情報セキュリティ、通信環境、ペーパーレス化、業務の進捗状況の把握や勤務時間の管理など、国及び他の都道府県の動向等も

踏まえ、課題を整理しながら導入について検討を進める必要がある。

3 定年の引上げ

人口減少社会における労働力人口の減少を踏まえ、社会の活力を維持し、多様な行政ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、豊かな知識や経験、高い技術等を持つ高齢層職員の能力・経験の活用が必要である。

国家公務員の定年の引上げについては、人事院は、平成30年に国会及び内閣に対し意見の申出を行ったところであり、本委員会も国の動向を注視しつつ高齢層職員の能力と経験を活用する観点から、定年の引上げや再任用制度の在り方について検討する必要がある旨の報告をしてきたところである。

令和3年6月4日、国家公務員法等の一部を改正する法律と同時に、地方公務員の定年を段階的に引き上げること等を内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が成立し、公布された。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされており、本県においても、令和5年4月1日からの制度導入に向け、国家公務員に準じて定年年齢を定めるとともに、国家公務員の制度との均衡や本県職員の状況などを踏まえながら、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、60歳を超える職員の給与など、適切に関係条例等の整備を行う必要がある。

併せて、定年の段階的な引上げに伴い増加する高齢期の職員の人事管理やこの期間における中長期的視点に立った定員管理などの任用上の諸課題についても検討し、適切に対応していく必要がある。

III 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保する機能を有するものである。

人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立って給与勧告を行うことを通じて職員の適正な処遇が確保されるという仕組みは、職員の士気の向上、人材の確保に資するものであり、ひいては組織活力の向上、労使関係の安定等をもたらすことで能率的な行政運営に寄与するものであることから、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。

(2) 勧告

1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

ア イ以外の職員

期末手当の支給割合を1.175月分（再任用職員にあつては、0.65月分）とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.975月分（再任用職員にあつては、0.55月分）とすること。

(2) 令和4年6月期以降

ア イ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあつては、0.675月分）とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあつては、0.575月分）とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については令和4年4月1日から実施すること。

2 職員の給与制度の動き

職員に支給される給料及び諸手当に係る規則のうち、令和3年度に改正されたものは、次のとおりである。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7-27 (警察職員の特殊勤務手当)	R4.4.1	業務の移管に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-33 (失業者の退職手当)	R4.3.23	国家公務員に係る「失業者の退職手当支給規則」の一部改正に準じ、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-51 (へき地手当等)	R4.4.1	へき地等学校の指定の見直し並びに小学校及び中学校の統廃合に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-67 (管理職手当)	R4.4.1	青森県行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-111 (特勤勤務手当等)	R3.11.5	公署の移転に伴い、所要の改正を行った。
	R4.4.1	特勤公署等の指定の見直し並びに公署の廃止及び県立高等学校の閉校に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-198 (職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則)	R4.3.23	国家公務員に係る「国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則」の一部改正に準じ、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-199 (退職手当の支給制限等に係る書面の様式)	R4.3.23	国家公務員に係る「国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令」の一部改正に準じ、所要の改正を行った。

第5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のうち、令和3年度に改正されたものは、次のとおりである。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 13-8 (職員の勤務時間、休日及び休暇)	R4.1.1	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇を新設するため、所要の改正を行った。
人事委員会規則 13-9 (職員の育児休業等に関する規則)	R4.4.1	職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

第 6 審 査

1 不利益処分の審査請求

令和3年度においては、新たな審査請求が1件あり、前年度から繰り越した3件と合わせた4件のうち3件について処理を行い、年度末における係属事案は1件となっている。

審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

区分	事案名	請求年月日 (請求人数)	処 分 理 由	審理方式	処理年月日	処理結果
委託	懲戒免職取消 請求事案	R2. 1. 27 (1)	公金着服	書面審理	R4. 3. 3	処分承認
委託	懲戒免職修正 請求事案	R2. 8. 24 (1)	個人情報流出	書面審理	継続	
委託	懲戒免職修正 請求事案	R2. 11. 4 (1)	傷害	書面審理	R3. 7. 7	棄却
委託	戒告処分取消 請求事案	R3. 5. 19 (1)	信用失墜行為	書面審理	R4. 1. 31	処分承認

2 勤務条件に関する措置要求

令和3年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属している事案もない。

3 公務災害補償の実施についての審査の請求

令和3年度においては、新たな審査の請求はなく、また、係属している事案もない。

4 職員の苦情の処理

令和3年度においては、18件の苦情相談があった。

その内訳は、次のとおりである。

区分	任用関係	給与関係	勤務条件・ サービス関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	パワハラ・ セクハラ等	計
県	3	1	3	1		4	12
委託	1		2	1	1	1	6

5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見

令和3年度においては、意見聴取の申出はなく、また、係属している事案もない。

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 労働基準法別表第一の号別区分

令和3年度において、事業所等の新設、廃止等により労働基準法別表第一の号別区分（人事委員会告示11第2号）に追加し、又はこれから削除した事業所等はなかった。

2 事業所調査等

(1) 事業所調査

ア 趣旨

職員の勤務条件に関する労働基準法・労働安全衛生法の適用状況を把握、指導し、その勤務条件の維持向上を図ることを目的として、実施。

イ 調査実施期間 令和3年10～11月

ウ 調査対象事業所数 11事業所（知事部局5、教育委員会3、警察本部3）
（12号事業所4、官公署7）

エ 調査項目

- (1) 勤務時間・休憩時間・休暇・宿日直勤務
- (2) 妊産婦等の危険有害業務の就業制限
- (3) 安全衛生管理体制（作業場の定期巡視等）
- (4) 健康診断の実施
- (5) 機械・装置等の管理
- (6) 労働災害の発生
- (7) 危険有害業務（有機溶剤の取扱い等）の管理
- (8) ハラスメント対策、メンタルヘルス対策

オ 調査結果

(ア) 労働基準法関係

改善を求めた事項はなし

(イ) 労働安全衛生法関係

- ・産業医による定期巡視の未実施 [3]
- ・特殊健康診断の未実施 [2]
- ・排気装置等の未設置 [2]
- ・有機溶剤作業主任者の未選任 [1]
- ・有機溶剤取扱作業場での作業環境測定の未実施 [2]

※ [] 内の数字は、問題点が見受けられた事業所数である。

(2) 時間外勤務等の実施状況調査

ア 趣旨

時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）を締結している事業所（12号事業所）を対象として、その遵守状況を把握するため、実施。

イ 調査実施方法 半期毎に報告

ウ 調査対象事業所数 103事業所

エ 調査結果

令和3年9月30日までの期間中、1事業所において、36協定の上限を超えて労働させていた。

3 その他の職権行使の状況

令和3年度において、既述のほかに労働基準監督機関としての職権を行使したものは、次のとおりである。

(1) 労働基準法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
解雇予告除外認定	0	0	労働基準法第20条
非常災害等の理由による 労働時間延長届	0	0	〃 第33条
時間外労働・休日労働に 関する協定届	新 規	97	〃 第36条
	更 新	8	
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	0	〃 第41条

(2) 労働安全衛生法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
衛生管理者選任報告	31	30	労働安全衛生規則第7条
産業医選任報告	4	4	〃 第13条
定期健康診断結果報告	122	70	〃 第52条

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	7 1	7 1	労働安全衛生規則第52条の21
機械等設置届	0	0	〃 第86条
労働者死傷病報告（休業4日以上）	6	6	〃 第97条第1項
〃（休業4日未満）	4	4	〃 第97条第2項
ボイラー設置届	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査	0	0	〃 第14条
ボイラー使用再開検査	1	1	〃 第46条
第一種圧力容器設置届	2	1	〃 第56条
第一種圧力容器落成検査	2	1	〃 第59条
第一種圧力容器使用再開検査	0	0	〃 第81条
小型ボイラー設置報告	0	0	〃 第91条
クレーン設置報告	0	0	クレーン等安全規則第11条
局所排気装置設置等特例許可	0	0	有機溶剤中毒予防規則第13条
有機溶剤等健康診断結果報告	3 9	2 2	〃 第30条の3
特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定	1	1	特定化学物質障害予防規則第6条
特定化学物質健康診断結果報告	6	4	〃 第41条
高気圧業務健康診断結果報告	3	1	高気圧作業安全衛生規則第40条
電離放射線健康診断結果報告	2	1	電離放射線障害防止規則第58条

第8 職員団体等

1 職員団体の登録

令和3年度において、当委員会の登録を受けている職員団体は、44団体である。また、青森県職員組合ほか37団体から登録事項の変更の届出があり、これを変更登録した。

令和3年度における変更登録等の状況及び令和3年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

(1) 令和3年度における変更登録の状況

区 分	登録団体数	変 更 登 録 団 体 数	登 録 取 消 等 団 体 数	変更登録事項（件数）		
				規 約	役員の名等	計
県 関 係	7	7	0	0	7	7
委託関係	37	31	0	5	42	47
計	44	38	0	5	49	54

(2) 令和3年度末における登録職員団体の状況

ア 県 関 係（7団体）

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事務所の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	令和3年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
県職員	青森県職員組合	S26. 5. 12	藤田 正男	青 森 市	有	役員の名等 (R3. 4. 14)
教職員	青森県高等学校・ 障害児学校 教職員組合	S28. 1. 30	逢坂 拓	〃	〃	〃 (R3. 4. 8)
〃	青 森 県 教 職 員 組 合	S28. 4. 15	渡部 秀逸	〃	〃	〃 (R3. 4. 14)
〃	青森県北地方 教職員組合	S41. 9. 29	鍋田 千秋	五所川原市	無	〃 (R3. 4. 12)
〃	下北教職員組合	S47. 7. 20	菊池 隆一	むつ市	有	〃 (R3. 6. 3)
〃	青森県上北地方 教職員組合	S50. 10. 28	蝦名 憲仁	十和田市	無	〃 (R3. 4. 8)
〃	日教組青森県 教職員組合	H2. 1. 24	丹代 臣治	五所川原市	有	〃 (R3. 4. 9)

イ 委 託 関 係 (3 7 団 体)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	令 和 3 年 度 に 行 っ た 変 更 登 録 等 事 項 (登 録 等 年 月 日)
市 町 村 職 員	青 森 市 役 所 職 員 組 合	S41. 9. 29	森 良 江	青 森 市	有	役 員 の 氏 名 等 (R3. 12. 1)
〃	弘 前 市 職 員 組 合	〃	笹 森 康 寛	弘 前 市	〃	
〃	つ が る 市 職 員 組 合	〃	佐 藤 英 司	つ が る 市	〃	役 員 の 氏 名 等 (R3. 5. 20)
〃	自 治 労 東 北 町 職 員 組 合	〃	甲 田 純	上 北 郡 東 北 町	〃	〃 (R3. 9. 21)
〃	東 北 町 職 員 組 合	S42. 5. 30	佐 藤 智 宏	〃	〃	〃 (R3. 8. 4)
〃	田 舎 館 村 職 員 組 合	S42. 9. 4	喜 多 島 啓	南 津 軽 郡 田 舎 館 村	〃	〃 (R3. 7. 7)
〃	鱒 ケ 沢 町 職 員 組 合	S42. 9. 8	佐 藤 仁	西 津 軽 郡 鱒 ケ 沢 町	〃	規 約 (R3. 7. 21) 役 員 の 氏 名 等 (R3. 7. 21) 〃 (R4. 3. 10)
〃	深 浦 町 職 員 組 合	S42. 12. 2	斉 藤 徹 伸	西 津 軽 郡 深 浦 町	〃	〃 (R3. 4. 12) 〃 (R3. 10. 14)
〃	横 浜 町 職 員 組 合	S42. 11. 2	坂 下 拓 也	上 北 郡 横 浜 町	〃	〃 (R3. 4. 2) 〃 (R4. 1. 4)
〃	三 沢 市 職 員 組 合	S43. 6. 24	平 出 晃 一	三 沢 市	〃	〃 (R3. 10. 11)
〃	黒 石 市 職 員 組 合	S44. 9. 18	村 上 正 剛	黒 石 市	〃	〃 (R3. 4. 7) 〃 (R3. 10. 18)
〃	平 川 市 職 員 労 働 組 合	S45. 10. 20	松 田 正 志	平 川 市	〃	〃 (R3. 10. 11)
〃	大 間 町 職 員 組 合	S46. 9. 2	菊 池 雄 三	下 北 郡 大 間 町	〃	〃 (R4. 1. 25)
〃	鶴 田 町 職 員 組 合	S48. 10. 15	坂 本 博 之	北 津 軽 郡 鶴 田 町	〃	〃 (R3. 11. 30)
〃	十 和 田 市 職 員 組 合	S51. 1. 14	太 田 正 幸	十 和 田 市	〃	〃 (R3. 4. 6) 〃 (R3. 11. 9)

区分	団体名	登録年月日	代表者名	主たる事務所の所在地	法人格の有無	令和3年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
市町村職員	野辺地町職員組合	S54. 5. 25	沼尾 健一	上北郡野辺地町	有	役員の氏名等 (R3. 4. 8) " (R3. 7. 7)
"	八戸市職員組合	S57. 1. 11	漆戸 啓二	八戸市	"	" (R3. 12. 1)
"	蓬田村職員組合	S57. 10. 13	工藤 治郎	東津軽郡蓬田村	"	" (R3. 4. 7) " (R3. 12. 22)
"	風間浦村職員組合	S59. 1. 24	木村 祐生	下北郡風間浦村	"	" (R3. 4. 5)
"	外ヶ浜町職員組合	S61. 1. 24	川村 貴文	東津軽郡外ヶ浜町	"	" (R3. 11. 22)
"	むつ市職員組合	S42. 10. 16	中村壮一郎	むつ市	"	" (R3. 4. 26) 規約 (R3. 10. 15) 役員の氏名等 (R3. 10. 29)
"	五所川原市職員組合	H8. 6. 19	山中 潤哉	五所川原市	"	" (R3. 4. 13)
"	おいらせ町職員組合	H10. 3. 26	袴田 憲司	上北郡おいらせ町	"	" (R3. 12. 8)
"	六戸町職員組合	H10. 7. 13	田中 大輔	上北郡六戸町	"	
"	平内町職員組合	H10. 8. 27	木村 秀樹	東津軽郡平内町	"	役員の氏名等 (R3. 4. 7) " (R3. 7. 21)
"	五所川原市役所職員労働組合	H11. 7. 26	神 康人	五所川原市	無	
"	下北地域広域行政事務組合職員組合	H14. 1. 23	佐藤 大輔	むつ市	"	役員の氏名等 (R3. 4. 21) 規約 (R3. 10. 15) 役員の氏名等 (R3. 10. 29)
"	今別町職員組合	H15. 2. 12	小鹿 亮磨	東津軽郡今別町	有	
"	階上町職員組合	H15. 11. 27	中居 勉	三戸郡階上町	"	
"	西北五環境整備事務組合職員労働組合	H17. 3. 24	佐藤 淳一	五所川原市	無	
"	一部事務組合下北医療センター職員組合	H17. 11. 29	山本由香里	むつ市	"	役員の氏名等 (R3. 4. 13) " (R3. 11. 9)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	令 和 3 年 度 に 行 っ た 変 更 登 録 等 事 項 (登 録 等 年 月 日)
市 町 村 職 員	藤 崎 町 職 員 組 合	H18. 1. 19	木 村 大 公	南 津 軽 郡 藤 崎 町	有	役 員 の 氏 名 等 (R3. 9. 7)
〃	中 泊 町 職 員 労 働 組 合	H21. 11. 20	田 中 寿 和	北 津 軽 郡 中 泊 町	無	〃 (R3. 11. 25)
〃	東 通 村 職 員 組 合	H23. 8. 17	上 路 一 仁	む つ 市	〃	〃 (R4. 3. 29)
〃	大 鰯 町 職 員 組 合	H24. 6. 14	福 田 和 光	南 津 軽 郡 大 鰯 町	〃	規 約 (R3. 10. 11) 役 員 の 氏 名 等 (R3. 10. 11)
〃	中 部 上 北 広 域 事 業 組 合 職 員 組 合	H24. 8. 17	相 坂 隆 之	上 北 郡 七 戸 町	〃	〃 (R3. 8. 18)
〃	上 北 地 方 教 育 ・ 福 祉 事 務 組 合 職 員 組 合	H24. 8. 17	小 嶋 諭	上 北 郡 七 戸 町	〃	規 約 (R3. 8. 25) 役 員 の 氏 名 等 (R3. 8. 25)

2 管理職員等の範囲の指定

令和3年度においては、規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回、規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回改正した。

これらの改正により、新たに指定された職及び廃止された職は、次のとおりである。

(1) 県 関 係

機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
本 庁	知 事 部 局	秘書課の総括主幹（知事及び副知事の日程調整に関する事務を担当するもの）、世界文化遺産登録推進室の総括主幹（室の人事事務等を主に担当するもの）		R3. 5. 21
	教 育 庁	職員福利課の課長代理		
出先機関	地域県民局 地域健康福祉部	こども女性相談総室の次長、庶務担当課長等		
	女性相談所		所長	

(2) 委 託 関 係

団 体 名	機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
青 森 市	本 庁	教育委員会事務局	副参事（人事担当）		R3. 6 . 4
	出先機関	浪岡事務所		副所長、次長、課長	
		浪岡教育事務所		所長、課長	
八 戸 市	本 庁	教育委員会事務局	副参事（人事担当）、 主幹（職員団体担当）		
	出先機関	高等看護学院		次長	
黒 石 市	本 庁	市長部局	総務課課長補佐（法規担当）		
三 沢 市	本 庁	市長部局		室長（課に置く室に置くものを除く。）	
今 別 町	本 庁	町長部局	総務企画課課長補佐 （人事、予算担当）	総務課課長補佐、企画課財政課課長補佐	
中 泊 町	本 庁	町長部局	総務課副参事（人事担当）		
佐 井 村	本 庁	村長部局	総務課課長補佐		
南 部 町	出先機関	医療センター	総看護師長		
青森県市町村総合事務組合			機構長、総務課長、滞納整理課長、総括副参事、副参事		
十和田地区環境整備事務組合				事務局長、事務局次長	
一部事務組合下北医療センター	大間病院		総務係長		
上北地方教育・福祉事務組合			庶務課長（ぎんなん寮に置くものを除く。）		
北部上北広域事務組合	病院			院長、副院長、医療局長、医療技術局長、総看護長、事務長、事務次長	

第9 公平委員会事務の受託

令和3年度においては、新たに公平委員会の事務を受託した団体はなく、当委員会が公平委員会の事務を受託している団体は、10市30町村25一部事務組合3広域連合の計68団体となっている。

1 市町村関係

委託市町村名	委託年月日	委託市町村名	委託年月日	委託市町村名	委託年月日
青森市	H17. 7. 1	鱒ヶ沢町	S50. 4. 1	六ヶ所村	S31. 4. 10
弘前市	H18. 4. 1	深浦町	H17. 7. 1	おいらせ町	H18. 4. 1
八戸市	S30. 10. 25	西目屋村	S32. 4. 4	大間町	S37. 4. 1
黒石市	S30. 4. 1	藤崎町	H17. 7. 1	東通村	H 9. 4. 1
五所川原市	H17. 7. 1	大鰐町	S30. 4. 1	風間浦村	S39. 7. 15
十和田市	H17. 4. 1	田舎館村	S31. 4. 10	佐井村	H 7. 4. 1
三沢市	S32. 4. 4	板柳町	S30. 10. 25	三戸町	S31. 4. 10
むつ市	H 3. 12. 26	鶴田町	S30. 10. 25	五戸町	S30. 10. 25
つがる市	H17. 4. 1	中泊町	H17. 7. 1	田子町	S31. 4. 10
平川市	H18. 4. 1	野辺地町	S30. 10. 25	南部町	H18. 4. 1
平内町	S41. 1. 1	七戸町	H17. 7. 1	階上町	S29. 1. 5
今別町	S30. 10. 25	六戸町	S30. 4. 1	新郷村	S31. 9. 5
蓬田村	S30. 10. 25	横浜町	S35. 4. 9		
外ヶ浜町	H17. 7. 1	東北町	H17. 7. 1		

2 一部事務組合関係

委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日
青森県市町村職員退職手当組合	S37.10.15	下北地域広域行政事務組合	S48.8.1	青森県市長会館管理組合	R2.4.1
青森県市町村総合事務組合	S37.10.15	上北地方教育・福祉事務組合	S49.11.1	田子高原広域事務組合	R2.4.1
弘前地区環境整備事務組合	S38.7.1	鱒ヶ沢地区消防事務組合	S50.4.1	津軽広域水道企業団	R3.3.29
西海岸衛生処理組合	S46.11.1	十和田地域広域事務組合	S51.4.1	久吉ダム水道企業団	R3.3.29
一部事務組合下北医療センター	S46.11.1	黒石地区清掃施設組合	S59.8.1	八戸圏域水道企業団	R3.3.29
弘前地区消防事務組合	S47.1.1	青森県交通災害共済組合	H3.4.1		
八戸地域広域市町村圏事務組合	S47.8.1	西北五広域福祉事務組合	H3.4.1		
五所川原地区消防事務組合	S47.8.1	青森地域広域事務組合	H3.8.1		
西北五環境整備事務組合	S47.8.1	北部上北広域事務組合	H8.8.1		
中部上北広域事業組合	S47.11.1	三戸地区環境整備事務組合	H9.1.1		

3 広域連合関係

委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日
津軽広域連合	H10.8.1	つがる西北五広域連合	H11.11.1	青森県後期高齢者医療広域連合	H19.8.1

(注) 事務委託に伴う経費は、「委託地方公共団体と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約」に基づき、委託地方公共団体が負担することとされ、その内容は、定額特別事務処理費（公平審査の事案があった場合その処理に要した経費及び退職管理に係る事務の処理に要した経費）を加えたものであるが、定額分については平成3年度から、市13,000円、町村10,000円、一部事務組合等6,000円としている。

第 1 0 そ の 他

1 年間の主な動き

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
3. 4. 1	第 1 回委員会
4. 28	第 2 回委員会
5. 7	令和 3 年度青森県職員採用試験（大卒程度及び大卒程度・社会人枠）公告
5. 13	第 3 回委員会
5. 24	ブロック委員長・事務局長会議（書面決議）
5. 27	第 4 回委員会
6. 14	第 5 回委員会
6. 20	職員採用試験（大卒程度及び大卒程度・社会人枠）第 1 次試験
6. 23	第 1 2 9 回全国人事委員会連合会総会（書面開催）
6. 29	第 6 回委員会
6. 30	面接技法講習会
7. 7	第 7 回委員会
7. 9	令和 3 年度青森県職員採用試験（短大卒程度及び高卒程度）公告
7. 12～20	職員採用試験（大卒程度）第 2 次試験
8. 6	第 8 回委員会
8. 10	職員採用試験（大卒程度）合格発表
8. 11	青森県庁技術職 1 DAY 職場訪問・事務職（高卒程度）採用試験説明会
8. 16	障害者採用選考試験公告
8. 18	第 9 回委員会
8. 22	職員採用試験（大卒程度・社会人枠）第 2 次試験
8. 25	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議（W e b 開催）
8. 31	ブロック委員・事務局長合同会議（書面開催）
9. 2	第 1 0 回委員会
9. 7	ブロック給与事務会議（書面開催）
9. 8	第 1 1 回委員会
9. 10	職員採用試験（大卒程度・社会人枠）合格発表
9. 17	第 1 2 回委員会
9. 26	職員採用試験（短大卒程度及び高卒程度）第 1 次試験
10. 1	第 1 3 回委員会
10. 7	職員の給与等に関する報告及び勧告
10. 17	障害者選考第 1 次試験
10. 26～29	職員採用試験（短大卒程度及び高卒程度）第 2 次試験
10. 20	第 1 4 回委員会
11. 7	障害者選考第 2 次試験
11. 11	第 1 5 回委員会
11. 15	職員採用試験（短大卒程度及び高卒程度）合格発表
11. 19	障害者選考試験合格発表
11. 24	第 1 6 回委員会
12. 3	令和 3 年度採用試験担当者講習会（W e b 開催）
12. 9	第 1 7 回委員会
12. 24	青森県庁 J O B セミナー
4. 1. 13	第 1 8 回委員会
1. 21	ブロック任用事務会議（書面開催）
1. 31	第 1 9 回委員会

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
4. 2. 2	ブロック給与事務研修会（書面開催）
2. 10	第20回委員会
2. 22	第21回委員会
3. 2	青森県職員採用試験説明会（Web開催）
3. 3	第22回委員会
3. 14	第23回委員会
3. 23	第24回委員会
3. 29	第25回委員会

2 各種会議実施状況

(1) 全国人事委員会連合会関係

ア 総 会

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
第129回 全人連総会	3. 6. 23 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ○議 事 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和2年度決算について 2 令和3年度事業計画案及び予算案について 3 第130回総会について 4 第65回公平審査事務研修会について 5 令和4・5年度専門部会の運営について ○報 告 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和2・3年度専門部会の中間報告について 2 第63回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第64回公平審査事務研修会について 4 令和3年度理事について 5 ブロック活動状況報告について ○表彰状の贈呈 ○役員選挙

イ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容 等
第64回 公平審査事務研修 会	3. 7. 8 (Web開催)	<ul style="list-style-type: none"> ○講 演 <ul style="list-style-type: none"> 「地方公務員法改正について」 「地方公務員行政の現状と課題」 総務省自治行政局公務員部公務員課 課長 加藤 主税 氏 ○分科会研究討議

(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係

ア 委員長及び事務局長会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
委員長・事務局長 会議	3. 5. 24 (書面決議)	○議 事 1 東北・北海道地区人事委員会協議会規約の一部改正 について 2 令和3年度分担金について 3 令和2年度事業報告及び歳入歳出決算について 4 令和3年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案) について 5 令和3年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事 委員会の選出について 6 令和3年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事 委員会の選出について 7 令和3年度全人連役員(会長・副会長)選出のため の選考委員の選出について ○報 告 1 令和3年度全人連理事の選出について 2 令和3年度全人連に係る日程等について
委員・事務局長 合同会議	3. 8. 31 (書面開催)	○議 事(議題) 1 初任給基準について 2 広報活動の実施時期等について 3 水産高等学校の実習船等船舶に勤務する職員の時間 外労働協定の届出等について 4 受験者の減少傾向等に対応した今後の採用試験等の あり方について 5 令和3年人事委員会勧告及び報告について 6 職員からの苦情相談について 7 女性職員の活躍の推進について 8 各道県における人事委員会勧告・報告内容の検討状 況について 9 土木職等の技術職の人材確保について 10 薬剤師、心理職等の技術職の人材確保について 11 勤務条件等に関する調査について

イ 課長会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
給与事務会議	3. 9. 7 (書面開催)	○聴取事項 1 給与に関する報告・勧告について 2 公務員人事管理に関する報告について 3 その他給与制度の独自改正について 4 児童福祉司の初任給について 5 定年の引き上げについて

ウ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容
給与事務研修会	4. 2. 2 (書面開催)	○意見交換 1 独自給料表の導入について 2 専門職種（薬剤師・船舶職員）の給与上の処遇について 3 交通用具使用者に係る通勤手当の改定について 4 テレワーク実施時の通勤手当の割落としについて 5 特殊勤務手当の改正について 6 特地公署等の級別区分・指定の見直しについて 7 定年引上げに係る人事委員会の対応について 8 降格時号給対応表及び降号の規定について 9 人事委員会規則等に係る任命権者からの改正依頼について 10 公的部門（保育等）における処遇改善事業について

エ 事務会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
任用事務会議	4. 1. 31 (書面開催)	○聴取事項 ① 採用試験問題の採点方法等について ② 障害者を対象とした採用試験における個別面接について ③ 応募者確保対策としての受験希望者との個別面談について ④ 筆記試験の点字対応について（※障害者を対象とした試験を除く） ⑤ 適性検査の実施状況について ⑥ R3年度大学卒業程度試験（一般行政職）の個別面接における面接員の構成について ⑦ 社会人経験者の採用（行政、一般事務）について ⑧ 人物面の適正な評価に向けた取組について ⑨ 採用試験の追加実施や採用候補者名簿における名簿残、追加合格について ⑩ 大学卒業程度試験第1次試験における地元会場以外での実施について ⑪ 採用試験スケジュールについて

(3) 全国人事委員会事務局長会議（総務省主催）

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議	3. 8.25 (W e b 開催)	1 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について 2 給与及び定員管理の諸問題につて 3 人事院の勧告について 4 地方公務員の労働安全衛生について 5 地方公務員等共済組合法の適用拡大及びマイナンバーカードの普及促進について 6 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援について 7 地方行政について 8 デジタル人材の確保・育成について 9 自治大学校の研修事業について 10 消防凝視江について 11 マイナンバーカードの普及促進について

令和4年度事務局職員名簿

電話 (総務) 017-734-9825
 (任用) 017-734-9829
 (給与) 017-734-9830
 (審査) 017-734-9826
 F A X 017-734-8242

グループ名	職 名	氏 名	備 考
	事 務 局 長	細 川 義 正	
	次 長	三 浦 猛 史	
総務・任用 グループ	副 参 事	木 村 由 貴 子	(グループマネージャー)
	主 幹	中 堤 文 世	(総務)
	主 幹	鷹 幸 弘 康	(任用サブマネージャー)
	主 事	池 田 拓 弥	(任用)
	主 事	古 川 莉 里 香	(任用)
給与・審査 グループ	副 参 事	兼 田 讓 司	(グループマネージャー)
	主 幹	倉 光 快	(審査サブマネージャー)
	主 幹	梅 原 実 津	(給与サブマネージャー)
	主 査	檜 山 静	(給与)
	主 査	和 山 大 輔	(給与)
	主 査	向 山 友 里 子	(給与)
	主 事	伊 藤 美 香	(審査)